

令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務公募要領
(技術提案実施公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年2月26日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- | | |
|----------|---|
| (1)業務名 | 令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務 |
| (2)業務の内容 | 別紙「令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおりに |
| (3)利用期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |
| (4)事業費 | 9,900,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。) |

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 岡山県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (5) 法人その他の団体であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第1項に定める指定暴力団員がその役員となっている者でないこと。
- (6) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者((6)に該当するものを除く。)でないこと。
- (7) 岡山県暴力団排除条例(平成22年12月21日条例第57号)に定める暴力団に該当しないこと。また、同条例に定める暴力団又は暴力団員に利益の供与等を行っていないこと。
- (8) 本店所在地において国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 当該業務を的確に遂行する体制及び経験を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者であること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課
電話:(086)226-7432 FAX:(086)235-9737
メールアドレス:okadx@pref.okayama.lg.jp
ホームページ:<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

仕様書及び様式等を次のとおり配布する。

ア 配布期間

本公告の日から令和7年3月10日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県総務部デジタル推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加表明方法

技術提案に参加しようとする者(以下「技術提案参加者」という。)は、次のとおり参加申込みを行わなければならない。

ア 提出書類

令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務参加申込書
(様式第1号)(以下「参加申込書」という。)

イ 提出期限

令和7年3月5日(水)午後5時まで(必着)

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ。

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 事前審査

参加申込書を提出した者について、上記2(4)の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月7日(金)までに結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 事後審査

アの事項を除く入札参加資格要件の審査は5(2)の書面審査後に行う。その際は、資格審査に必要な書類の提出を求める。当該審査により、入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

ウ 参加資格がないとされた理由の説明の要求

不適合の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3の場所に入札参加資格がないとされた理由の説明を求める文書(任意様式)を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年3月5日(水)午後5時まで(必着)

イ 受付方法

令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務質問書(様式第2号)により電子メールで送信すること。なお、件名は「(社名)令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務に関する質問」とすること。電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記3の場所に同じ。

様式第2号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認電話は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとすること。

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイト回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

5 技術提案手続等

(1) 技術提案書等の提出

技術提案参加者は、「令和7年度岡山県生成AI利用環境整備業務提案書作成要領」(別紙1)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年3月10日(月)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

提案書(正本1部(社名記載、代表者印の押印要)、副本3部(社名なし))

見積書(正本1部(発行責任者の職氏名及び連絡先並びに担当者の職氏名及び連絡先の記載により代表者印の押印不要))

※電子データを別途メールで送付すること

エ 提出方法

提案書及び見積書:持参又は郵送

上記の電子データ:メール

メールアドレス:okadx@pref.okayama.lg.jp

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 説明日

令和7年3月12日(水)午後(予定)

イ 説明時間

提案書説明の時間は、内容説明15分(予定)、質疑応答5分の計5分以内とする。

ウ 説明会場

WEB会議(Zoom)による。

エ その他

説明時刻やURL等の詳細は、技術提案書等を提出した参加者に別途連絡する。

6 候補者の選定及び契約の締結等

(1) 候補者の選定

評価基準に基づき、5(1)の技術提案書の内容を審査し、得点が最も高かった者を候補者に選定する。

なお、候補者に選定されたか否かについては、令和7年3月17日(月)までに通知する。

(2) 契約の締結

候補者の決定後、提出された技術提案書等を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(4) 諸規程の順守

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

7 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4(2)のアの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記5(1)のアの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、上記1(4)の条件を満たさないとき。
- (5) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件業務については、県の令和7年度当初予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に関わる一切について、いかなる効力も発生しないものであること。
- (2) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (3) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (5) 提案書の作成及び審査に必要な書類に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 提出書類は返却しない。

- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (10) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。